

令和3年度3月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年 3月22日（火）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武		12 玄羽 和幸

出席推進委員 8名（欠席7名）

	2 三刀 待夫		4 日高 英二
	6 田中 昭文		8 北村 豊弘
	10 小笠原 三津夫		12 森脇 正己
13 上田 義憲		15 山崎 勉	

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第2条の規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第6号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第7号 邑南町農業振興地域整備計画の変更について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	<p>定刻になりましたので、これより第12回の、令和3年度第12回の農業委員会の総会を開催致します。</p> <p>最初に大賀課長の方からちょっと若干時間を取って話をしたいことがあるのでということがありましたので。課長の方で、よろしくをお願いします。</p> <p>(事務局長あいさつ)</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>それで本日の総会なんですが、ちょっと案件がかなり多いということもあって、時間的な制約があるということもありますんで、重複した案件については、例えば私の場合日貫で2案件あるんですが、これについては申請者も場所も一緒ですので、こういう案件については2件一括上程という形にさせていただきますので、その辺ご了解いただきたいと思います。</p> <p>それでは本日の議事録署名人については、11番の末田さんと、それから13番の服部さんが今日欠席になっておりますので、12番の玄羽さんと、2番の三上さんの方でお願いしたいと思います。それではよろしくをお願いします。事務局の方からというのはない？後でいい？</p> <p>それではですね、さっそく本日の農地関連法案の議案について審議に入りたいと思います。法3条から、について事務局の方から詳細説明、資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第1号についてです。議案書の1ページをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請書について、今月は5件です。上から説明させていただきます。</p> <p>申請番号033-39、農地の所在は雪田××、登記地目畑、面積1623㎡、同じく雪田××、登記地目畑、面積130㎡、同じく雪田××、登記地目畑、面積993㎡、同じく雪田××、登記地目畑、面積89㎡、同じく雪田××、登記地目畑、面積1778㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-39、農地の所在は宇都井××、登記地目畑、面積717㎡、同じく宇都井××、登記地目畑、面積440㎡、同じく宇都井××、登記地目畑、面積696㎡、同じく宇都井××、登記地目畑、面積1460㎡、同じく宇都井××、登記地目畑、面積854㎡、同じく宇都井××、登記地目畑、面積111㎡、同じく宇都井××、登記地目畑、面積126㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして申請番号033-41、農地の所在は上田所××、登記地目畑、面積216㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●■です。こちらは別段の面積1aの区域設定された農地となります。</p> <p>続きまして申請番号033-42、農地の所在は鱒淵××、登記地目畑、面積1332㎡、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積181㎡、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積395㎡、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積755㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。</p> <p>続きまして申請番号033-43、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積89㎡、</p>

	<p>3条有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。 以上5件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それじゃあ 033-39 の案件からですが、担当の種委員さん、現地の調査および聞き取りについての報告をお願いします。</p>
6 番	<p>それでは失礼を致します。申請番号 033-39 について説明を致します。まず場所ですが、雪田の方から瑞穂の高原の和田に向けて続いております農免道が、町道雪田線が、県道邑南吉田線までいっております。その町道雪田線沿いに申請の位置がございます。〇〇さん宅ですが、現在、この度譲り受けられました●●さんが宅地と家の方を買い取られまして、現在改修工事などをされている状況でございます。〇〇さんと致しましてはぜひ農地も、買取を希望されておられまして、地元で今水田の方を耕作されている方に相談したりして、作っておられる方も多少減らしたいという考えで、●●さんに話がいきましました。●●さんは農業経験が全然なくて、もちろん機械も持っておられないんですが、この、現在同じ集落で作っとられる方から機械も自分のを使ってもらってもいいし、農業の方も自分が指導するのでぜひやってみるかという話がありまして、●●さんも考えられた訳ですが。実は●●さんは武道家で、現在家を買って改修工事をされているのは、そこで田舎で武道を教えようということ、今改修工事をされています。それで農業の体験も、生徒の人も一緒にやれば非常にいいという考えで、それでは地元の方がそういう熱心な指導をしてもらえんならやってみようということ、この度の話になって譲り受けられました。この話ですが、直接●●さんからは聞かなかったんですが、当初からずっと、口羽地区で※※行政書士さんがおられるんですが、その方からわざわざ私の方に電話をもらいまして私も知ったようなことで。昨日たまたま●●さんと会うことがありまして、こういうことを聞いてるんだが間違いないですかと言いますと、いやその通りですけえ総会の方でよろしくお願ひしますということ、今日のこととなりました。12日に三刀推進委員と、●●さんと面談は出来なかったんですが、チェックシートを元に現地の確認を致しまして、何も問題ないということに判定を致しました。よろしくお願ひを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。三刀推進委員、お見えになってますか。</p>
推 2 番	<p>はい。</p>
議長	<p>報告がありましたら。</p>
推 2 番	<p>いや、ありません。今種さんが説明した通りです。</p>
議長	<p>はい、分かりました。それじゃあ 033-39 の案件について、これより審議に入ります。ご意見、ご質問のある方は、発言をしてください。</p>
	<p>ございませんか。はい、沖田さんどうぞ。</p>
8 番	<p>先程説明を受けた中で、この●●さんの年齢をまた、教えていただけたらと思ひますが。それとこの、この度の農地を受けられるのに、畑はぶどうに適してると思ひますけども、この中かなり田の面積があると思ひますけども。</p>
6 番	<p>武道家。格闘家。空手とか柔道の。</p>
8 番	<p>そういうことですか。でも農地はかなり、面積が結構ありますけども、先程言</p>

6 番	<p>われたように機械も自分のもので持っておられなくて、ということなので。もし水稲を、もしやられるんでしたらここから時期的にも日数的にもほとんどないと思いますけども、そこら辺りはどんな感じで思っておられるのでしょうか。</p> <p>年齢は、何歳ですかとは私は聞かんかったんですが、会った感じでは 40 から 50 くらいで、家庭も三次の方で持っとられるということです。それで今の機械とかなんだ言われたのですが、実は今、元〇〇さんとこの田んぼを作っとられるのは私と同級で、かなり、何町という田んぼをしとるんですよ。それで機械も、何台ですか、かなり持っとりまして、そういう作るに関しては問題ないと思うんですが。一応水田の方は米を作ってみようと思っておられます、●●さんは。それでまあ今年から、どう言いますか、指導を受けながらとりあえずは借りて、指導を受けてやってみようという気になっておられます。まあ先々、機械の方向でやるまではちょっと私も話はしてないんですが、どうなるかは分からんのですが、とりあえず今の時点では耕作していくと聞いております。以上です。</p>
事務局	<p>年齢についてですが、申請書によりますと 40 才ということで申請を受けております。</p>
5 番	<p>家屋は買われたとおっしゃってたんですけども、移住される気はないんですか。</p>
6 番	<p>移住のことは今、三次に住んどられますけえ、家族で移住する気はないそうです。それで今改修されとる造りを見ても、かなりこう、どう言いますか、武道を教えるような形で改修されておりますので。まあたまには泊まれることもあるかもしれませんが、移住というのは考えておられないそうです。田舎で武道を教えるための家を購入したという形だと思います。</p>
議長	<p>他にはございませんか。沖田さん、椿さん、今のあれでよろしいですか、回答で。</p>
8 番 議長	<p>はい。</p> <p>他にないようでしたら採決に移ります。ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので 033-39 の案件についてこれより採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それじゃあ、一応全会一致で許可相当と決定致します。</p>
6 番	<p>続いて 033-40 の案件、これは同じく種委員さん、同じように現地調査と聞き取りについての報告をお願いします。</p> <p>それでは続けてよろしく申し上げます。申請番号 033-40 の説明を致します。まず場所ですが、県道宇都井阿須那線と、口羽より江川沿いに通っとります県道邑南美郷線のちょうど交わったところが宇都井駅のところなんです、その交点より 300 メートル下ったとこにこの位置があります。説明をさせていただきます、▲▲▲▲さんは今、三次町の作木の方で採石場をやっておられます社長でございます。その作木から今の△△さんのとこの、江の川を挟んだ対岸に、去年ですか、</p>

	<p>また新たに採石場を作られとりまして、今進んで準備中でございます。その新しい採石場で社長が言われるには、インターネットとかするのにケーブルが必要ということで、この採石場は実は美郷町の萩野という、邑南町ではないんですが美郷町の方に属しております、その美郷町の方からケーブルを引いてくる考えもされたんですが莫大費用がかかりまして。周りの方に美郷町の家もなく、かかるということでいろいろ考えられまして、△△さんのところにはケーブルが来とりますので、300メートルくらい直線距離であるんですが、そこへそのケーブルを使えるような機械を設置したいということで△△さんの方に話をされました。△△さんはそれはええんですが、出来れば、もう帰って畑やら田んぼも作らるので▲▲さんの方で買い取ってもらいたいということで、それは何とかしましょうということで▲▲さんが受けられました。19日に▲▲社長も現地に来てもらいまして、三刀推進委員と面談して、現地も見ながらチェックリストを元に確認して問題はないと判定を致しました。以上です。よろしくお願いを致します。</p>
議長 推2番 議長	<p>はい、ありがとうございました。三刀委員さん、補足ありますか。 別にありません。</p>
事務局	<p>はい、それでは33-40の案件について、これより審議を行います。皆さんの方でご意見、ご質問ありましたら挙手をして発言してください。</p>
議長	<p>会長、すいません。ちょっと補足いう訳じゃないですが。▲▲さんについてですが、三次市の農業委員会に問い合わせまして、▲▲さんの経営状況、耕作証明までは取っとらんですが、ちょっと確認をとということで、1町8反くらいの農地を経営されとるところを確認しております。あと自宅から7、8分のところということで、十分耕作出来るのではないかと思います。以上です。</p>
事務局 議長	<p>はい、ありがとうございました。それではご質問ございませんか。 それで今の、事務局に確認だけど、三次市では1町8反くらい、この▲▲さんってのは農地の耕作の実績があるって言ったんだけど、これは邑南町にないから経営面積のところには記入がないということだね。 そういうことです。</p>
議長	<p>はい、了解です。ございませんか。 (意見、質問なし) ないようでしたら33-40の案件について採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
事務局 議長 事務局	<p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致をもって、許可相当と決定致します。 続いて33-41の案件、これは服部委員さんが欠席ですので、小笠原推進委員さんお見えになってますか。 小笠原さんも欠席ということで、聞いております。 では事務局代行でお願いします。 はい、こちらの農地ですが、先月別段の農地の設定で出たところでした、場所としましては田所から広島方面に行きますと####というところがある、その</p>

議長	<p>ちょっと田所側に行ったところですよ。状況としましては別段の面積の設定をさせてもらった時と変わっておりません。農地としての状況変わっておりません。この■■さん夫婦が家に住まれるように、今改装をされとるような状況でございます。以上です。</p> <p>それでは委員さんも推進委員さんも欠席で、事務局代行の方から補足説明いただきましたけども、これより 33-41 の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問を受け付けます。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決を行います。33-41 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致での許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 33-42 の案件、これも服部さんと推進委員さんがお休みですので、事務局。</p>
事務局 議長 推 6 番	<p>田中さんが。</p> <p>田中さん。</p> <p>服部さんが欠席ですので、私田中が発表させていただきます。申請番号 33-42 です。場所は++++があります、そこから出羽側に向いて行く方向からまっすぐ上がったところにあります。それで▼▼▼▼さんと面談致しました。数年前、▽▽▽▽さんと田んぼの土地を売買契約をして支払いもしたまま現在に至っております。それで登記を行おうとした時になかなか上手くいかなかったようで、トラブルとなりまして▼▼さんが裁判に訴えられ今回の申請となりました。また××の番地に農業用の車庫が 200 m²で建ててありますが、この申請が済んだ後に 5 条の申請を行うとのことでした。よろしくお願い致します。</p>
議長 事務局	<p>はい、ありがとうございました。事務局、補足はない？</p> <p>これ、ちなみにですが、▼▼さん、今お話しにもありましたが▼▼さんと▽▽さんで売買契約、もう金銭のやり取りをされたんですが、▽▽さんがご協力いただけんということで、裁判で▽▽さんに代わって申請出来るという判決が出て、▽▽さん不在ですが今回の申請ということになっております。</p>
議長	<p>はい、分かりました。今事務局の方からも補足を説明していただきましたが、これより審議に移ります。皆様のご意見、ご質問を伺います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、本件について採決を行います。33-42 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
7 番	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定します。</p> <p>続いて 33-43 の案件ですが、植田委員、お願いします。</p> <p>そうしましたら 033-43 の案件についてご説明を致します。場所は 7 ページを</p>

ご覧ください。改めて説明というのが、先月4条申請の顛末書案件で、農地に遮へい板を作ったということの申請を提出させてもらって承認をいただいた、同じ場所に当たります。前回も説明しましたが、申請人の◇◇さんは横浜在住と遠方にお住まいでございまして、町内の親戚の◆◆さんがその当時も、前回も世話をされた訳なんですけど、なかなかこっちへ、町内へ帰る予定もないということで、財産処分を考えておられるところでございます。で、今回◆◆氏と話をされて、資産処分の相談で今回の申請ということになりました。農地についてはまだ住宅が、住宅というか建物がございまして、当面の間一緒に管理をしていくということ◆◆さんから聞いています。チェックシートにも照らし合わせても、場所的にも特に問題ないと感じております。この案件は小泉さんと一緒に確認を致しましたが、今月でなく先月も案件がありましたので、今月も出すからということでしたので、一緒に調査を致しております。今日は小泉さん欠席でございます。よろしくお願いを致します。

議長

はい、ありがとうございました。先月に続いての案件ということですが、これより33-43の案件について審議を行います。ご意見、ご質問を承ります。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、採決を行います。33-43の案件について、許可相当と判断される方の、委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて2号議案、農地法第4条の関係案件ですが、34の、3件ありますね。4条関係は今月3件ということで、事務局の方から資料の説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案書の9ページをお開きください。農地法第4条の規定による許可申請について、3件説明させていただきます。

上から申請番号034-27、農地の所在は井原××、登記地目畑、面積28㎡、申請人は☆☆☆☆です。転用目的は墓地、所要面積は土地造成28㎡、墓地16㎡です。転用理由は現在の墓地が高所および地盤が軟弱で管理が難しくなっており自宅付近に墓地を移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号034-28、農地の所在は日貫××、登記地目畑、面積20㎡、申請人は★★★★です。転用目的は墓地、所要面積は土地造成20㎡、墓地20㎡です。転用の理由としましては自宅から離れたところに墓地があり、自宅付近に移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号034-29、農地の所在は日貫××、登記地目畑、面積53㎡、同じく日貫××、登記地目畑、面積8.45㎡です。申請人は★★★★、転用目的は農家住宅、所要面積は土地造成61.45㎡、農家住宅敷地61.45㎡です。転用理

	<p>由は住宅が手狭なため宅地面積を拡大し建て替えを行いたいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上3件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それじゃあ34-27番の案件について、担当委員の宮本さんの方から補足の説明をお願いします。</p>
10番	<p>それでは34-27について、現地確認の報告を致します。地図から見ていただきますと、場所は井原ということで、ずっと井原の261号線沿い、****があります。そこからちょっと南の、川本方面に行ったところの道路端に宅地と畑があります。どちらとも道路際、?????。ちょっとまあ、2メートルくらいの高台のところに建っております。この申請人の☆☆☆☆さんは、現在@@@@の方でヘルパーとして現在働かれていております。ここに、申請理由にもあったように、現在の墓がその下の方に、地図で言えば下の方に※※※※さんですか、いうお宅があります。その後ろの山手の方に現在の墓がありまして、非常に、☆☆さんももう高齢で90才ということで、掃除にもお墓参りにも行けない、ずり落ちたりして怪我をしてはいけんということで、家の横の畑に移動して寄せ墓にして、いつでも掃除、いつでもお参り出来るようにしたいという要望です。まあ周りについても、隣との境の間に土地がありますんで、近所にはそういった迷惑やら、そういったことはないんじゃないかなと。どうぞ審議の方よろしくをお願いします。この件につきましても、20日の日曜日に藤田推進委員さんと一緒に現地確認を行っております。以上です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。藤田推進委員さん、お見えになってますかね。はい、分かりました。それじゃあ今の34-27の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問を伺います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決を行います。34-27の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。それじゃあ全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いての案件は2件とも私、日貫の案件ですので、議長を三上さんと交代致します。</p> <p>～議長交代～</p>
代理	<p>次の案件が会長の案件ですので、議長に代わって進めたいと思います。場所と申請人が同一ですので2件まとめて説明をいただきまして、採決の方は別々とさせていただきます。会長さん、説明の方をお願いします。</p>
1番	<p>はい、これはですね、資料が来る前に連絡を取りまして、3月の8日の火曜日に、8時45分から9時半まで、町第三の、日貫の町第三、中央自治会の町第三</p>

という集落がありますが、そこの##さん、これ申請人の★★★★さんという方の兄だという風に伺いまして。★★さんがですね、これまだ34、5というところで、まだお若いですし、これがちょっとややこしいんですが、お父さんが1年前に、####さんという方が亡くなりました。ただこの方には相続権が、奥さんが、##という方が私より1級上だったんですけど、平成16年くらいに亡くなっておりまして、養子縁組をしてない関係で相続権がなかったということで、ご主人の##さんの方には相続がいかずに★★さん、三女なんですけど、申請人、相続されてます。ただこの方が若くして相続されたということもあったんですけども、そういった土地のこととか、いろいろな身辺整理というのをお父さんが亡くなった中でしないということもありまして、亡くなったお母さんと婿さんのお姉さん、++さんという方、この方は矢上に嫁いでおられまして、この方のご主人、++さんという方、これが申請人からすれば叔父さんなんですけど、叔父さんが申請人の★★さんの方から依頼を受けまして、そういった不動産関係の整理を今されておるということで、そういった経緯でこの、言ってみれば不法転用が見つかったということで、この際はっきりさせとかにやいかんということで、その++さんが、申請人の叔父さんになる訳ですけど、叔父さんの方からお話がありまして、そちらの方に立ち会っていただいてお話を伺いました。それで34-28の案件、これがまあ追認案件になってる訳ですけど、これは申請人のお母さん、##さんという方が平成16年頃亡くなっておりまして、その時に亡くなったご主人の##さんがお墓を建立されとります。その時に、この畑だったんですけども、転用の申請をされずにまあ墓地にしてしまったと。それと次の34-29の案件については、これは昭和63年頃、自宅、それまでは小さい、私ども覚えておりますが小さい家だったんですけども、##さんが婿養子に入った、結婚された時に家を新築されております。その時に、ここが畑であるところを宅地にして住宅を建てられたということが最近になって、土地を権利する++さんのお世話で不法転用になつたということが明らかになって、今回の申請となった訳です。そういうことになかなか、先代がそういった手続きに疎かったということもあって、悪意ではなかったんだろうけども、そういったことについて顛末書が付いとることには私の方からお詫びをしたいと、ついては何とか現状を元に戻す言われてもなかなか難しいんで、このままで申請を認めていただきたいと、よろしく農業委員の皆さんにもお願いしたいという、++さんの方からお話がありましたので、それを申し伝えて現地調査および聞き取り調査についての結果の報告とします。ありがとうございました。

代理
推15番
代理

推進委員の山崎さんは。

別にございませぬ。

これより審議の方に移りたいと思いますが、2つの案件に関しましてなにかご質問が、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

ありませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら採決の方に入らせていただきます。まず034-28の案件に関

しまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当となります。続きまして034-29の案件に関しまして、許可相当と思われる方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めたいと思います。以上で議長の方に代わりたいと思います。

～議長交代～

議長

三上さん、ありがとうございました。続いて第3号議案、農地法第5条の関連議案について、今月は7件、ちょっと件数多いですけど7件、9件ですか、9件ですね、ありますけども、ちょっと件数多いですが、事務局の方から資料の説明をお願いします。

事務局

はい、議案第3号、農地法5条についてですが、議案書の13ページをお開きください。9件説明させていただきます。

まず上から申請番号035-29、農地の所在は宇都井××、登記地目田、面積1546㎡、譲渡人は○○○○、譲受人は◎◎◎◎の、有償の所有権移転となっております。転用目的は駐車場、申請事由としましては邑南町三江線鉄道公園宇都井駅公園の駐車場として整備したいため、です。所要面積は土地造成1546㎡、駐車場396㎡、進入路80㎡、転回スペース1070㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外済です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。ちなみに農用地区域除外からの現況の変化はないようです。

続きまして申請番号035-30、農地の所在は市木××、登記地目田、面積563㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。転用目的は農家住宅、申請事由としましては現住所より実家により近い当該地に農家住宅を建築したいため、です。所要面積は土地造成563㎡、農家住宅127.5㎡、駐車場30㎡、遮へい板1式です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。則第33条第1項第4号ただし書きにより許可出来るものと判断をしております。

続きまして申請番号035-31、農地の所在は鱒淵××、登記地目畑、面積67㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は資材置き場・駐車場で、申請事由は事業拡大のため資材置き場および駐車場として使用したいため、です。所要面積は土地造成67㎡、資材置き場および駐車場67㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして

申請番号035-32、

農地の所在は中野××、登記地目田、面積487㎡、

賃貸借権の設定です。

転用目的は農機具倉庫、作業場で、申請事由は農事組合法人■■■■の農機具倉

庫および作業場として利用したいため、です。

所要面積は土地造成 487 m²、農機具倉庫および作業場 2 棟、138 m²です。

この土地は第 1 種農地です。農用地区域の用途変更済です。

追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号 035-33、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積 1045 m²、同じく矢上××、登記地目田、面積 522 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は●●●●、譲受人は◎◎◎◎です。転用目的は研修施設で、申請事由としましては島根県立矢上高等学校の生徒が長期滞在をし研修するための施設を建築したいため、です。所要面積は土地造成 1567 m²、研修施設 677 m²、駐車場 522 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域除外済です。則第 35 条第 1 項第 5 号により許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 035-34、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 96 m²です。有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◎◎◎◎です。転用目的は研修施設、申請事由は、これも前の申請と同じく島根県立矢上高等学校の生徒が長期滞在をし研修するための施設の建築のため、です。所要面積は土地造成 96 m²。こちら施設は全体の計画を記載しております、研修施設 677 m²、駐車場 522 m²です。こちらの土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 035-35、農地の所在は下田所××、登記地目田、面積 271 m²、同じく下田所××、登記地目田、面積 379 m²、同じく下田所××、登記地目田、面積 710 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は◆◆◆◆、譲受人は◎◎◎◎です。転用目的は道の駅、申請事由としましては申請地を整地して道の駅瑞穂の敷地として利用したいため、です。所要面積は土地造成 1360 m²。こちらも計画としましては、全体計画の面積になっております、道の駅瑞穂 2565.8 m²、駐車場 5500 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

ページめくりまして、続きまして申請番号 035-36、農地の所在は下田所××、登記地目田、面積 1708 m²、同じく下田所××、登記地目田、面積 1113 m²、同じく下田所××、登記地目田、面積 1974 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は◎◎◎◎です。転用目的は道の駅で、申請事由としましては申請地を整地して道の駅瑞穂の敷地として利用したいため、です。所要面積は 4795 m²、道の駅瑞穂 2565.8 m²、駐車場 5500 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 035-36、農地の所在は下田所××、登記地目畑、面積 163 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は★★★★、譲受人は◎◎◎◎です。転用目的は道の駅で、申請事由としましては申請地を整地して道の駅瑞穂の敷地として利用したいため、です。所要面積は土地造成 163 m²、道の駅瑞穂 2565.8 m²、駐車場 5500 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。こちら一部追認の案

議長	<p>件ですので顛末書が添付されております。 以上9件です。</p>
6番	<p>はい、ありがとうございました。それでは3号議案の35-29の案件について、種委員さん、補足の説明をお願いします。</p> <p>それでは失礼を致します。申請番号035-29について説明をさせていただきます。場所ですが、高い駅で有名な、県道阿須那宇都井線沿いに宇都井駅というのがあるんですが、その下になります。現在宇都井駅公園としていろいろ整備をされとりまして、トロッコ列車を走らせることや、また田舎イルミというライトアップなどのイベントも開催されております。まあそういう時になかなか駐車場がないということで、◎◎の方から〇〇さんの方へ水田を有償でいうことで話をしたところ、まとまって譲り受けるということになったそうです。19日土曜日午後、役場の方から****の**調整監と面談をしまして、三刀推進委員と立会もしてチェックシートを元に見たんですが、問題はないということ判断致しました。どうかよろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。三刀推進委員は。三刀推進委員さん、なんか補足がございましたら。</p>
推2番	<p>別にありません。</p>
議長	<p>はい、了解しました。それじゃあ35-29の案件について、これより審議に移ります。本件について、ご意見ご質問のある方、挙手して発言してください。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので35-29の案件について採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
4番	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて35-30の案件について、高木委員さん、ご報告をお願いします。</p> <p>失礼します。先日日高委員と現地確認及びご親族の方と面談致しました。場所ですが、わずか左側に進むと浜田市旭町市木という場所に出ていくくらいの、かなり町境ギリギリの場所に当たります。ただ、道の方は県道が通つとりますので、広い道となっております。その道路に面した一角が今回の申請場所となっております。実際現地確認をしたんですが、田んぼということでなってるんですが、私その近くにほ場を持って、この二十数年田んぼとして使われたことは一回もないところです。この道路の反対側に@@さんというお宅があります。この@@さんの所有する田んぼがこれからずらずらっと川に向かって何枚かあるような形になっております。譲り渡し人の△△さんというのは、@@さんと名義が違いますが、実は@@さんの一番下の子供さん、亡くなられた@@さんの一番下の子供さん、一番下の子供さんが相続される形となっておりますので、名前が△△さんということになっております。何ら問題のない場所なんで、よろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それではこれより35-30の案件について審議</p>

推4番 議長	<p>に移ります。ご意見、ご質問を受け付けます。</p> <p>日高委員さんの方から何かありますか。</p> <p>別にありません。お願いします。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、35-30番の案件についてこれより採決を行います。35-30番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて35-31番の案件、これ服部委員さんがお休みということで、田中推進委員さん。</p>
推6番 議長	<p>先程お話ししました、申請番号33-42の案件と同様で、こちら社長の▼▼▼▼さんが※※※※の資材置き場および駐車場として使用したいということでした。よろしくお願い致します。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは35-31番の案件、本件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、採決を行います。35-31の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>35-32の案件、これは日野委員さん。</p>
9番 議長 推13番	<p>それでは失礼します。申請番号035-32の案件についてご説明を致します。まず、3月の18日に貸し付け人の□□□□さん、そして借り受け人の■ ■ ■ ■ ■の代表理事の■ ■ ■ ■ ■さん、そして上田推進委員さんと共に現地確認をしております。まず場所からご説明しますと、19ページの地図を見てください、左側の地図、左側の地図の上の方に西区自治会館というものがあります。この地図には出ておりませんがこの西区自治会館の右側の方が公立邑智病院に当たります。ですのでその辺りから約東方面にあるところに、この申請された場所がございます。今現在■ ■ ■ ■ ■さんの、農業法人ということでかなりの田んぼを耕作されて拡張をされておる状況です。今回、農機具用倉庫、ちょっと手狭になったということで、■ ■ ■ ■ ■さんの方から農機具倉庫及び作業棟等で利用したいということで申請がされております。3月18日に□□さん、そして上田推進委員さんと共に現地確認しながらチェックシートに照らし合わせて面談を致しましたが、上田推進委員さんと共に問題ないという風に判断を致しましたので、どうかこの案件につきましてよろしくお願いを致します。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。上田推進委員さんは、</p> <p>別にありません。</p>

議長

それじゃあ 35-32 の案件、これ追認案件なんですが、ご意見、ご質問がありましたら伺いますので発言をしてください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので 35-32 の案件について、採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて次の 35-33、および 34 の案件は申請事由も、それから受け人もまったく同じ人ということで、転用目的も同じという案件でございますので、一括して上程したいと思っております。これは 2 件、植田委員さんの担当になりますけれども、植田さんの方から現地報告いただいて、審議を行いまして、審議も上程も一括して行いますが、採決は別々に行います。それじゃあ植田委員さん、33、34 の案件についての、続けてご説明をお願いします。

7 番

そうしましたら 035-33 について、ご説明を致します。ページについては 20 ページをご覧ください。場所については前ページ、19 ページの上の方に ## さんというお宅がございますが、その線のところが石見中央線に当たります。石見中央線から入りまして、この四文字の横線が鹿子原郡山線になりまして、その当たった位置が矢上高校の宿舎、寮になります。その裏に邑南町の関係の施設であります邑学館という施設もありまして、その裏に今回の申請の田んぼがございます。本件は令和 3 年 3 月に除外申請提出の案件でございます。その時の計画で耕作後、終了した時点で計画をすると、提出するというような運びでございましたので、今回 5 条申請の運びになった次第でございます。経緯は寮内での感染対策とか、利用の利便性の向上とか、収容人数の確保とか、長期滞在の可能性等々考慮して計画されたことと併せて、この矢上高校の寮というのは非常に駐車場が少なく、この寮の方から出るのに直進車の車量が増えたりしておりまして、そういうことも含めて駐車場を計画した次第でございます。まあこれが、3 月に除外申請されて以降は現状なにも変わっておりません。田んぼの耕作が終わったような状態だけのものがございますので、特に変化はございません。チェックシート等に照らし合わせても問題なく思いますので、承認の方をよろしくお願いを致します。なお 3 月 15 日に森脇推進委員さんと調査を致しました。よろしくおんを致します。併せて 035-34 について説明をします。これも場所は今言った 2 筆の隅っこに当たります。実際のところこの案件については農地区域外でございますので、今回の 5 条申請となった次第です。同じく 3 月 15 日に森脇推進委員さんと、所有者◇◇さんと現地を確認して、チェックシートにも照らし合わせて現地調査を致しました。まあ実際のところこの農地も非常に、前回の申請地と接しておりますので、ここ一体を全体的に、あこほど買うということも効率的に悪いだろうということもありまして、今回の申請となった次第です。よろしくおんを致します。

議長

はい、ありがとうございます。2 件、2 案件続けてご説明いただきましたが、

	<p>審議の方は個別に行いたいと、審議裁決は個別に行いたいと思います。35-33 の案件について審議を行います。ご意見、ご質問を伺います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決を行います。35-33 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 35-34 番の案件について、審議を行います。ご意見、ご質問を承ります。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、それではこれより採決を行います。35-34 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いての 35-35 から 35-37 の案件について、これは****に係る案件で、譲渡人が違うだけで後は譲り受け人も申請事由も全部一緒ですので、一括して上程したいと思います。これは担当が服部委員さんでお休みなので、田中委員さん、3つの案件について説明はいっぺんをお願いします。</p>
推 6 番	<p>35 番の案件ですが、場所は**西側にある場所になります。そして◆◆◆◆さんは広島に在住でしたが、たまたま 19 日に帰っておられましたので面談を致しました。それで 36 番☆☆☆☆さんも同じ 19 日に面談しました。そして 37 の★☆☆さんにも同じく面談を致しまして。****の構想について伺いましたところ、◎◎◎◎の話に3名とも同意しているとのことでしたので、よろしく願いを致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあ 35-35 以下 3 件について審議を行います。最初に 35-35 の案件についてご質問を承ります。</p>
事務局	<p>ちょっと事務局、確認なんだけど、土地造成が 1360 m²で、****が 2565、駐車場が 5500 m²。</p>
事務局	<p>これはですね、全体計画の数字を入れております。この土地にかかる部分だけにはいかない訳で。****の整備計画の中で建物、駐車場。全部でいうと 16000 m²くらいの整備計画が上がっておりますが、その中の数字を入れております。</p>
議長	<p>それならいいです。それで譲り渡し人毎に、譲り渡す面積が 3 人に分かれとって、それを合計すれば目的、**の目的、造成とか建てるのに収まる面積になるということですね。</p>
事務局	<p>そうです、農地以外も含めて。</p>
議長	<p>はい、分かりました。ご意見ご質問、ないですか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>はい、分かりました。では採決を行います。35-35 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致の許可相当と決定致します。 続いて 35-36 の案件について、ご意見、ご質問を伺います。</p> <p>(意見、質問なし) はい、それじゃあこれより採決を行います。35-36 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致での許可相当と決定致します。 続いて 35-37 の案件、審議に移ります。ご意見、ご質問を承ります。</p>
事務局	<p>ちなみに顛末書を付けていただいたのが、この農地におきまして、21 ページの地図を見ていただきますと、建物がある田のような表記がしてあるんですが、何十年か前にこの建物を建てられて、今は更地の状態になつるということで、その顛末について顛末書を付けていただいとる次第でございます。</p>
議長	<p>はい、分かりました。他にはございませんか。</p> <p>(意見、質問なし) ないようですので採決を行います。35-37 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
8 番	<p>(全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致での許可相当と決定致します。</p> <p>先程ちょっと聞き洩らしたんですけど、35-30 の議案ですけども、ここの施設の説明の中に、土地造成が 563、その内農家住宅が 127、駐車場が 30 で、残り 400 くらい、かなりの面積が土地造成されて。これ見ますとこのひとつ上の、◎◎が駐車場として作るのが 396 m²くらいなので、ちょっとこの 400 m²がなんに使われるかってのが、ちょっと分かったら教えていただきたいんですが。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。この農地の場所ですが、17 ページです。まずこの申請地の北側です、北側に法面がございます、この法面に 70 m²くらい割いております。で、申請人さんから話を聞くと、その北側に農地があるんで、平屋ではありますが影とか、農地が影になるということでちょっと控えたというところと、屋根が広いので雪が落ちるスペースに取つるというところを聞いております。というような感じでよろしいでしょうか。</p>
8 番 議長	<p>はい、分かりました。</p> <p>続いて、次、議案 4 号の法第 2 条に規定する非農地証明についてですが、これについても本総会で 3 件あります。最初、この 3 件について事務局の方から資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 4 号、農地法第 2 条の規定による農地以外の土地の証明について、3 件説明させていただきます。</p> <p>まず申請番号 5 番、土地の所在は伏谷××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積 1097 m²、同じく伏谷××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積 2031 m²、同じく伏谷××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積 972 m²、同じく伏谷××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積 1217 m²、同じく伏谷××、登記地目畑、</p>

	<p>判定地目山林原野、面積 2811 m²、同じく伏谷××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積 1469 m²、申請人は○○○○です。申請事由としましては、20 数年前より管理が出来なくなり、雑木が繁茂し林野状態となっているため、です。</p> <p>続きまして申請番号 6 番、土地の所在は上口羽××、登記地目畑、判定地目道路、面積 110 m²、申請人は●●●●です。申請事由は、昭和 58 年に河川の氾濫により水没し、復旧過程において別にあった道路が農地となり、申請地が道路になったため、です。</p> <p>続きまして申請番号 7 番、土地の所在は雪田××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積 214 m²、同じく雪田××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積 166 m²、同じく雪田××、登記地目田、判定地目山林原野、面積 766 m²、同じく雪田××、登記地目田、判定地目山林原野、面積 266 m²、申請人は△△△△、申請事由は、転出したため 30 数年間耕作や管理をしておらず、雑木等が繁茂し林野状態となっているため、です。</p> <p>以上 3 件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは 5 番の案件、椿委員さん、補足の説明をお願いします。</p>
5 番	<p>申請場所は瑞穂地域の高見から宇都井に抜ける道の途中にありますんですけども、地図をもって確認してみてください。集落を囲むように農道、その出口付近の奥まったところ、そこに各申請地があります。申請人の○○さんは乳牛を飼われておりましたお父さんが亡くなられて、農地などを相続されました。現在は広島に住んでおられます。広島県に住んでおられます。3月15日に各申請地を推進委員の日高甚蔵さんと現地確認を致しました。申請人の○○さんによると 20 年も前から管理していない状態で、様々な木が繁茂している状態です。平らな箇所、それが段々になっていること、また周りに比べて平らな部分を確認することによってくらいしか様子を確認することが出来ない状態でした。重機をもって農地復旧ということも困難であろうと思われ、農地として不便なところではないかと思えます。そういう状態です。</p>
議長 5 番 議長	<p>はい、ありがとうございました。日高推進委員さんは、今日はおりません。</p> <p>はい、分かりました。それじゃあ 5 番の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問を受け付けますので、挙手をして発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決を行います。本件、5 番の案件について、許可相当と判断される委員さん、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
2 番	<p>続いて 6 番の案件、三上委員さん、説明をお願いします。</p> <p>すいません、6 番の案件について説明をしたいと思います。農地の所在ですけど、阿須那から口羽方面への県道があるところで、先月 3 条の申請で審議した土</p>

議長	<p>地のある辺りとなっております。地図の方見ていただきますと、土地の方が昭和58年の水害で水田が被害を受けまして、その復旧を行う過程で、地図にある++++さんのところの進入路となっております。土地の方は約半分は残っておりますけども、ほとんど利用が出来ないような状況になっておるので、道路としての、非農地の申請となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは6番の件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問を伺います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、6番の案件についてこれより採決を行います。本件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
6番	<p>続いて申請番号7番、種委員さん、お願いします。</p> <p>失礼を致します。申請番号7番の説明を致します。場所ですが、先程水田を説明しましたところから旧道と新設の林道が入っておりますが、道路沿いに位置しております。三刀推進委員と19日に現地の確認をしましたが、先程事務局から説明がありましたように30年間も構っておられないということで、畑2か所、水田2か所とも雑木、また雑草が生えてとても復旧は出来ないように判断を致しました。ということで山林原野の地目ということをいいんじゃないかということを確認しております。よろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは本件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方、受け付けますので発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、本件について採決を行います。申請番号7番の件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。2条の案件、7番について、全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて基盤強化法第19条の案件ですが、これは、議案第5号、今月は9件上程されておりますが、個別の案件について資料の説明、並びに補足説明は行いませんので、各委員さんそれぞれに資料を精査していただきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どの案件でも結構ですので発言していただいて。それではこれより5分間の精査時間を取ります。</p>
事務局	<p>会長、すいません。30ページ、03基-44の案件で、真ん中どころの利用権のところ、使用貸借権(期間借地)とありますが、これちょっと、理由は分かりませんがちょっと失敗です。使用貸借権のみが正解です。</p>
議長 事務局	<p>じゃあ期間借地を消せばいいんだね。</p> <p>期間借地を削除ください。</p>

議長 事務局	事務局、これ、利用目的の下での借賃、これがこのページは全部無料ということ？ そうですね。有償の場合は利用権のところには賃貸借って書いてあるんですよ。全部使用貸借って書いてあるんで、全部無償ということですよ。
?? 事務局	今▽▽▽▽さんから▼▼さんへの使用貸借権についてご質問を受けまして。これは▼▼▼▼さんが▽▽▽▽さんの経営を継承する事業、まあ経営を継承するということで、それに伴う事業を導入するということで、▽▽▽▽さんが形としては廃業されて、経営は▼▼▼▼さんに移るといふようなところの動きです。親子です。
議長 事務局 議長 事務局 議長	所有権は変わらない？ 所有権は変わらない。所有権はそのままですね、利用権は設定されますが。所有権が変わる場合は3条の申請になります。 これ、農業者年金の関係？ 農業者年金じゃないですね。 経営移譲年金を貰おうと思って。 じゃないです。別の事業の関係です。 そろそろ時間になります、皆さん他に質問、ご意見ご質問ございませんか。 (意見、質問なし)
事務局 議長	ないようですので、それでは議案第5号について、議案となっておりますので皆さんのご判断を伺いたしたいと思います。本件、9件につきまして、了解していただける委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。5号議案については一括して全会一致で了承ということになります。 続いて第6号議案の、強化法19条による農地中間管理権の取得についてですが、これは本総会には8件が上程されておりますが、これも全議案、5号と同様に個別の案件についての事情説明、および委員さんからの付属説明は予定しておりませんので、皆さんの方で議案を精査していただきまして、どの案件とは言いませんので、どの案件でも、ご意見ご質問がありましたら手を挙げて、発言していただいて結構です。後なんかあったかいな、これが終わったら。 後は農地区域からの除外ですね。 じゃあ3分か4分くらい、時間を取りますので皆さんの方で精査していただければと思います。 精査の結果、3分ないし4分の時間が経過しましたが、なにか皆さんの方で、6号議案についてご意見ご質問がございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので、6号議案、8件について一括して皆さんのご了解を伺います。6号議案についてご了承いただける委員さんの挙手をお願い致します。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。本会としては、農用地利用集積計画については特に、原案通り議決で、意見はないという格好で回答することに致します。

事務局	<p>続いて第7号議案、第7号議案の農用地の除外申請が3件ほど出ておりますので、これは事務局の方からお願いします。</p> <p>それでは議案第7号、邑南町農用地振興計画の変更について、農用地区域からの除外が3件あります。これについて説明させていただきます。46ページをご覧ください。</p> <p>まず整理番号1、農地の所在は高見××、登記地目田、面積461㎡、土地所有者は□□□□、事業計画者は■■■■です。除外する理由としましては賃貸住宅建設で、農地法上の許可条項は法第5条第2項で、農用地区分は第2種です。</p> <p>続きまして整理番号2番、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積630㎡、土地所有者は▽▽▽▽、事業計画者は◎◎◎◎です。除外する理由としましては駐車場で、農地法上の許可条項は法第5条第2項です。農用地区分は第2種となっております。</p> <p>続きまして整理番号3番、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積509㎡、土地所有者は▼▼▼▼、事業計画者は◎◎◎◎です。除外する理由としましては駐車場で、農地法上の許可条項は法第5条第2項で、農用地区分は第2種となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは除外申請のB-4の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問のある方。</p>
事務局	<p>説明を。</p>
議長	<p>特にこれ、どの委員さんに伺うの？書いてない。</p>
事務局	<p>椿委員さん。</p>
議長	<p>椿委員さん、どこに書いてある？</p>
事務局	<p>担当一覧に書いてあります。</p>
5番	<p>この申請場所は瑞穂地域高原地区馬場集落にあります。下の図で確認してください。県道浜作線の高原駅交差点、ここから仁摩線に沿って川本方向に100メートルくらい行ったところに申請地があります。賃貸住宅を建てられたいと希望されておりました、申請地なんですけど県道と町道の角地として、他方は民家と農地に囲まれた、そういう位置関係にあります。農地はその隣の民家の所有なのでございますが、管理はされておりますけども作付けはしておりません。約500㎡くらいの農地です。この農地、それからこの周りの農地を含め、建物が建つことによって大きな日当たりの変更などはないように思われます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあB-4の、整理番号1の案件について審議を行います。皆さんの方でご意見、ご質問がありましたら発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それでは本件について、皆さんのご意見を伺います。特にこれに対して異議を唱える、異議はないという形で回答していいということに賛同していただける委員さんの挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で本件については、当農業委員会としては特に異論はないという回答をしたいと思います。

続いてこれは日野委員さんの担当になるけど、これ両方とも目的、土地の所有者が違うだけで事業計画も用途も同じになってますし、日野委員さん、一括して上程してください。

9 番

はい、分かりました。それでは除外申請についてご説明を致します。整理番号 2 番と 3 番は場所が一緒でございますので、一緒に説明をさせていただきたいと思っております。場所はまず、場所から申しますと◎◎◎◎、◎◎◎◎というのが中野にございます。そして土地所有者が▽▽▽▽さんと▼▼▼▼さん、そして事業計画者が◎◎◎◎ということになっております。除外をされる理由としては、駐車場ということ。去る 3 月の 18 日に◎◎◎◎の※※課長、そして**課長補佐、そして私と上田推進委員さん、4 名で現地確認をさせていただきました。土地所有者の▽▽▽▽さんは現在北海道にお住まいでございます。10 年前まではこちらに、中野の茅場の住宅に住んでおられましたけども、娘さんが北海道の大学の教授ということで、もう 10 年ちょっと前くらいに住所を変更されて、現在北海道で生活をされております。そしてその管理をされておるのが、▽▽さんの親戚の++++さんが畑等いろいろと、草を刈ったり畑を耕作されたりとかいろいろ管理されとるという風にお聞きしました。そして▼▼▼▼さん、ちょっと当日都合が悪くて現地に立ち合い出来ないということで、※※課長、そして**課長補佐と 4 名で現地確認をさせていただきました。そして次のページの 48 ページを見ていただきますと、斜線部分の下の方が 2 番の、除外の 2 番の▽▽▽▽さん、そして除外の 3 番が上の▼▼さんの畑になっております。その下にちょっと四角い斜線がありますが、6 個ほどございます、これが看護師住宅。今回の申請理由ですが、皆さんもご承知かもしれませんが、この度◎◎◎◎が改築をされる計画にあります。今年の 7 月辺りから着工されるんじゃないかという風にお聞きをしております。場所はちょっと地図を見ていただきますと、除外 3 の申請地という風に字がここに掲載されておりますが、この付近に改築された大きい建物が、◎◎の計画の建物でございます。そして現在ここに看護師さん等の駐車場等がございまして、どうしても看護師さんの駐車場がないと大変なことになりますので、◎◎も、そして手狭だということで、今回この▼▼▼▼さん、そして▽▽さんの畑を駐車場として利用したいということで、今回申請に至っております。以上でございます。どうかよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。これまあ先程言いましたけども、土地の所有者が違うだけで後は事業計画者も、除外する理由もまったく一緒ということだったので、2 番と 3 番については一括して質疑したいと思いますので、どちらの案件でも結構ですので、皆さんの方でご意見があれば発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、2 番と 3 番の案件について、これ一括して皆さんのご意見

を表明していただきましたらと思います。この2つの案件について、このままでよいというご意見の委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。それじゃあ7号議案については、3案件ともいずれも原案通りと、特に当農業委員会としては申し上げるべき点はないということで回答したいと思います。

それで議案の審議については続いてもう1件、これは報告ということなんで採決は、質疑も採決も行いませんけども、法3条の3による相続等の権利移動の報告が上がっておりますので、皆さん目を通してください。

(意見、質問なし)

それじゃあ一応、審議すべき案件はこれで終了なんで、その他として事務局の方から。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、4月21日(木)13:30からをお願いします。